

## 0

# 福島県内における建築基準法の取扱いについて

## 1 概要

- (1) 本取扱いは、円滑な確認・検査業務を行うため、福島県特定行政庁等連絡会議において、福島県内の建築基準法の解釈・運用を統一したもの。
- (2) 福島県内の建築基準法に係る本取扱いは、各取扱いの施行日から適用する。
- (3) 必要に応じ、本取扱いを改訂することがある。
- (4) 今後も順次取扱いを追加し、ホームページ上で公表する。
- (5) 取扱いの判断に苦慮した場合は、建設地を所管する特定行政庁又は指定確認検査機関へ問い合わせせる。

## 2 法令の略称

- 法 : 建築基準法  
令 : 建築基準法施行令  
規則 : 建築基準法施行規則  
建告 : 旧建設省告示  
国交告 : 国土交通省告示  
県条例 : 福島県建築基準法施行条例

## 3 福島県特定行政庁等連絡会議

### (1) 目的

県内各特定行政庁及び指定確認検査機関相互に連絡、調整、協議等を行い、建築行政の円滑な運営を図ること。

### (2) 構成

- 特定行政庁 : 福島県、福島市、郡山市、いわき市  
限定特定行政庁 : 会津若松市、須賀川市  
指定確認検査機関 : 一般財団法人ふくしま建築住宅センター、  
株式会社建築検査機構、合同会社あんしん住宅検査センター